

議提第4号

尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書

会議規則第14条の規定により、尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書を次のとおり提出する。

平成24年9月27日 提出

提出者	北本市議会議員	黒澤健一
賛成者	北本市議会議員	渡邊良太
賛成者	北本市議会議員	桂祐司
賛成者	北本市議会議員	保角美代
賛成者	北本市議会議員	岸昭二
賛成者	北本市議会議員	滝瀬光一
賛成者	北本市議会議員	島野和夫
賛成者	北本市議会議員	加藤勝明
賛成者	北本市議会議員	横山功
賛成者	北本市議会議員	伊藤堅治

北本市議会議長 福島忠夫 様

尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは歴史的・国際法的に明確であるが、中国が不当に領有権を主張している。このまま放置すれば我が国の領土保全は極めて不安定な状況になるおそれがある。従って、実効支配を早急に強化し、尖閣諸島を守るという国家の意思を明確に示す必要がある。

平成24年8月29日、参議院本会議で「海上保安庁法」及び「領海等外国船舶航行法」の改正案が採択され、全会一致で可決された。この度の法改正により、巡視船艇が違法船舶に立ち入り検査なく「退去命令」を発することや、警察官がいない離島での海上保安官の警察権執行が認められ、尖閣諸島周辺などの領海警備において国益を主張し、警備活動が格段に強化されることを期待するものである。

さらに、国においては、海洋国家日本の国益を保全するため、下記事項の実現を速やかに進めるよう強く求める。

記

- 1 我が国の領土・主権を毅然たる態度で守る意思を内外に明確にするため、領海及び接続水域の侵犯や、二度と不法上陸させないための警備体制に関して、現行上とりうる必要な行動で迅速に対処すること。
- 2 我が国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な離島を振興する新法を制定すること。
- 3 我が国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な無人島について国による土地収用に係る措置等を定めた新法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長・参議院議長・
内閣総理大臣・法務大臣・国土交通大臣・防衛大臣・内閣官房長官